



平成24年5月14日

各 位

会 社 名 日本金属工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 義村 博
(コード番号5479 東証第一部)
問 合 せ 先 総務人事部長 岩脇 章
(TEL 03-3500-5604)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、平成24年6月26日に開催予定の第117回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成24年3月19日付「日新製鋼(株)と日本金属工業(株)との統合基本契約の締結について」および平成24年4月27日付「日新製鋼株式会社と日本金属工業株式会社との共同持株会社設立に関する契約締結および株式移転計画書の作成について」にてお知らせいたしましたとおり、当社と日新製鋼株式会社が共同株式移転の方法により持株会社となる「日新製鋼ホールディングス株式会社」を設立し、両社がその完全子会社となること(以下「本株式移転」といいます。)について合意し、平成24年5月11日開催の取締役会において、本株式移転の承認に関する議案(以下「本株式移転議案」といいます。)を本定時株主総会に付議することを決議いたしました。

本定時株主総会において本株式移転議案が承認され、平成24年10月1日(予定)に「日新製鋼ホールディングス株式会社」が設立されますと、当社の株主は「日新製鋼ホールディングス株式会社」1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条(基準日)を変更するものであります。

2. 変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) 第12条 ①本会社は、 <u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> ②前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第12条 本会社は、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月26日(火)
定款変更の効力発生日 平成24年6月26日(火)

以 上